

おくやみ ガイドブック

飯塚市

ご遺族の方へ

ご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご親族が亡くなられた際の市役所などでのお手続きを安心して進められるようガイドブックを作成しました。

手続きにお越しの際は、必要書類をご確認いただき、該当するものをお持ちください。

2026



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2026年6月発行

発行:飯塚市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

市役所内での手続きチェックリスト

区分	☑	該当事項	詳細ページ
年金 (1-1) 窓口⑥	<input type="checkbox"/>	(1)年金を受給されていた方が亡くなられた場合	P.4
	<input type="checkbox"/>	(2)年金に加入中・受給前の方が亡くなられた場合	P.4
医療・保険 (1-2) 窓口⑦	<input type="checkbox"/>	(1)国民健康保険の加入者である	P.5
	<input type="checkbox"/>	(2)後期高齢者医療保険制度の加入者である	
	<input type="checkbox"/>	(3)配偶者が亡くなり、ひとり親世帯となる場合	P.6
	<input type="checkbox"/>	(4)ひとり親家庭等医療証・子ども医療証・重度障がい者医療証を持っている	
税金 (1-3) 窓口⑧⑨	<input type="checkbox"/>	(1)固定資産税の課税がある	P.7
	<input type="checkbox"/>	(2)市県民税の課税がある	
	<input type="checkbox"/>	(3)原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	P.8
	<input type="checkbox"/>	(4)相続放棄をされた場合	
子育て (1-4) 窓口⑫	<input type="checkbox"/>	(1)配偶者が亡くなり、ひとり親世帯となる	P.9
	<input type="checkbox"/>	(2)児童手当の受給者である	
	<input type="checkbox"/>	(3)児童手当の受給者の配偶者である	P.10
	<input type="checkbox"/>	(4)児童扶養手当の受給者である	
	<input type="checkbox"/>	(5)その他	
介護保険 (1-5) 窓口⑬⑭	<input type="checkbox"/>	(1)65歳以上である	P.11
	<input type="checkbox"/>	(2)高額介護サービス費等の受給者である	
障がい福祉 (1-6) 窓口⑮	<input type="checkbox"/>	(1)身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳を持っている	P.12
	<input type="checkbox"/>	(2)自立支援医療制度の受給者証の交付を受けている	
	<input type="checkbox"/>	(3)障がい児福祉手当・特別障がい者手当を受給している	
その他 (1-7)	<input type="checkbox"/>	(1)水道・下水道契約を行っている	P.13
	<input type="checkbox"/>	(2)農地の所有者である (4階)農業委員会事務局	
	<input type="checkbox"/>	(3)森林の所有者である (4階)農林振興課	P.14
	<input type="checkbox"/>	(4)市営住宅の入居者である (5階)住宅課	
	<input type="checkbox"/>	(5)生活保護の受給者である (2階)生活支援課	P.15
	<input type="checkbox"/>	(6)犬の飼い主である (6階)環境整備課	
	<input type="checkbox"/>	(7)粗大ごみの処理が必要である	P.16
	<input type="checkbox"/>	(8)飯塚霊園の使用者である (5階)都市計画課	P.17

本人確認書類について(窓口での手続きで本人確認が必要となる場合)

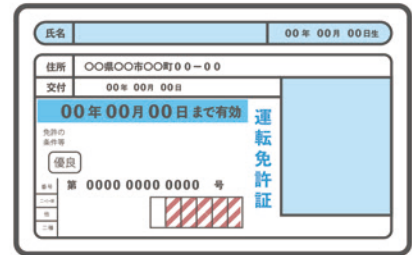
□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

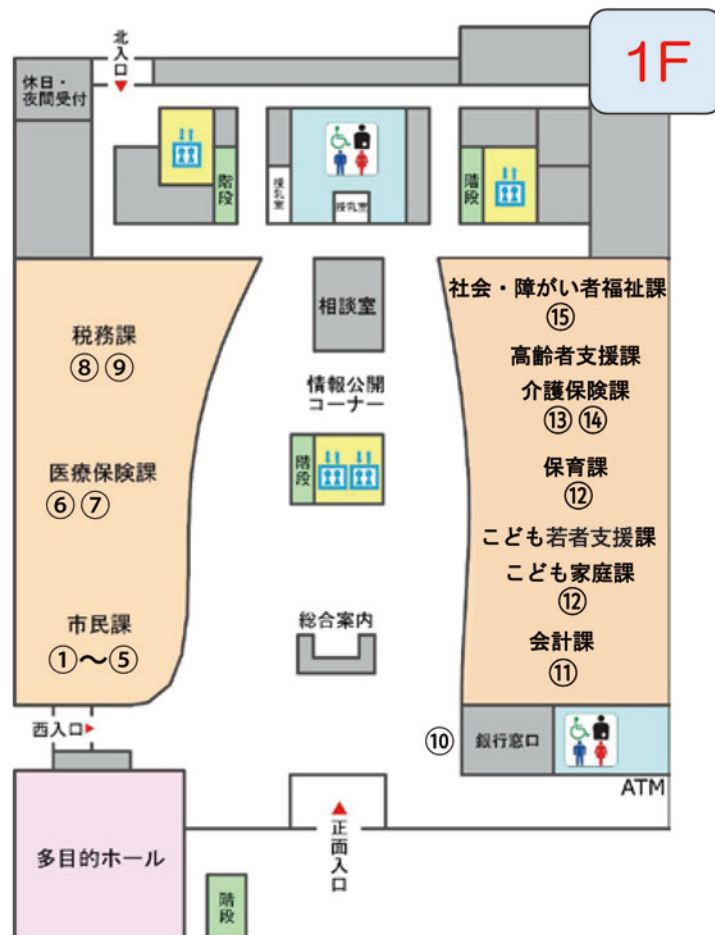
□ 2点で本人確認できる書類

健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市役所内案内図



戸籍・住民登録関係の手続き

死亡の記載がされた戸籍謄本等の交付について

戸籍に死亡の記載がされるまでに次の日数がかかります。

- ・本籍地に死亡届出をした場合→1週間程度
- ・本籍地以外に死亡届出をした場合→2週間程度

※戸籍謄本等の交付の請求をすることができるのは、配偶者及び直系血族(祖父母・父母・子・孫等)の方です。

それ以外の方については、委任状または、疎明資料等が必要となりますので、詳細は下記の問合せ先にお尋ねください。

問合せ先 本庁 市民課 窓口係 1階⑤番窓口
各支所 市民窓口課

メモ

1-1.年金に関する手続き

(1)年金を受給されていた方が亡くなられた場合

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細

年金の種類によって手続き先が異なります。
※手続き等の詳細については、お問い合わせください。

期限

5年以内

手続き可能な人

生計を共にしていた三親等以内の親族

必要なもの

亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
※状況に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

- ・日本年金機構 直方年金事務所
0949-22-0891
(自動音声に従い①→②)
- ・医療保険課
年金係1階⑥番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(2)年金に加入中・受給前の方が亡くなられた場合

手続き 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

手続き詳細

加入状況によって手続きの要・不要、手続き先が異なります。
※手続き等の詳細についてはお問い合わせください。

期限

- ・遺族基礎年金、寡婦年金 5年以内
- ・死亡一時金 2年以内

手続き可能な人

詳しくはお問い合わせください。

必要なもの

亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
※状況に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

- ・日本年金機構 直方年金事務所
0949-22-0891
(自動音声に従い①→②)
- ・医療保険課
年金係1階⑥番窓口

1-2. 医療・保険に関する手続き

(1) 国民健康保険の加入者である

手続き① 国民健康保険葬祭費支給申請

必要なもの

- 「葬儀代金の領収書」・「葬儀代金の請求書」・「会葬礼状」のいずれか1点コピー ※故人や喪主の氏名の記載があるもの
- 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要
- 喪主の印鑑 ※朱肉を使用する印鑑
- 喪主名義の振込先口座がわかるもの (通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 亡くなられた方の資格確認書 ※ない場合は不要
- 喪主のマイナンバーがわかるもの

手続き② 国民健康保険資格確認書の返納

必要なもの

医療機関での清算が終わり次第、ご返納ください。
※各自で処分されても構いません。

期限

葬祭費支給の申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。
※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。
郵送で申請される場合は市役所到着日が申請日になります。
※申請してから支給まで、約1～2か月かかります。

手続き可能な人

喪主

問合せ先

- ・医療保険課 医療給付係
1階⑦番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(2) 後期高齢者医療保険制度の加入者である

手続き① 後期高齢者医療保険葬祭費支給申請

必要なもの

- 「葬儀代金の領収書」「葬儀代金の請求書」「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人や喪主の氏名の記載があるもの
- 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要
- 喪主名義の振込先口座がわかるもの (通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 亡くなられた方の資格確認書 ※ない場合は不要

手続き② 後期高齢者医療資格確認書の返納

必要なもの

医療機関での清算が終わり次第、ご返納ください。
※各自で処分されても構いません。

手続き③ 後期高齢者医療相続人代表者指定届兼口座指定届

必要なもの

亡くなられた時点で別世帯の相続人代表者様は、亡くなられた方との続柄がわかる戸籍謄本、除籍謄本等のコピーが必要です。

手続き可能な人

喪主、相続人代表者等

問合せ先

- ・医療保険課 医療給付係
1階⑦番窓口
- ・各支所 市民窓口課

期限・注意点

葬祭費支給の申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。
※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は市役所到着日が申請日になります。
※申請してから支給まで、約1～2か月かかります。振込前に喪主宛てに「支給決定通知書」をお送りします。
※後期高齢者医療保険料に未納があると、事前に納付相談をしていただく場合があります。保険料はご加入月数に応じてお支払いいただくようになります。詳しい通知を別途お送りしますのでご確認ください。

(3) 配偶者が亡くなり、ひとり親世帯となる場合

手続き ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請

手続き詳細

配偶者が亡くなったことにより、ひとり親世帯となられた場合または対象児童を監護する養育者となられた場合は、ひとり親家庭等医療費受給資格を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

必要なもの

- 申請者全員の健康保険の資格確認書、または、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの
- 戸籍謄本(申請者と子)
(現在及び死亡記事のあるもの)
- 遺族基礎年金証書(年金受給中の場合)

期限

速やかに

手続き可能な人

申請者本人

問合せ先

- ・医療保険課 医療給付係
1階⑦番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(4) ひとり親家庭等医療証・子ども医療証・重度障がい者医療証を持っている

手続き① 医療証の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の医療証
※各自で処分されても構いません。

手続き② 資格喪失手続

必要なもの

- 各種医療証

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

問合せ先

- ・医療保険課 医療給付係
1階⑦番窓口
- ・各支所 市民窓口課

1-3.税金に関する手続き

(1) 固定資産税の課税がある

手続き

現所有者(相続人代表者)の届出
未登記家屋の所有者名義変更・振替口座の変更

▼現所有者(相続人代表者)の届出

亡くなられた方が所有されていた土地・家屋がある場合に、固定資産税に関する書類を受領する現所有者の代表者をご指定いただく手続きです。

期限

速やかに

▼未登記家屋の所有者名義変更

亡くなられた方が所有されていた未登記の家屋がある場合に必要となる手続きです。提出が必要な資料があるため、事前にお問い合わせください。なお、登記する場合、手続きは不要です。

手続き可能な人

相続人

▼振替口座の変更

固定資産税の支払方法が口座振替の場合、廃止または相続人の口座名義へ変更する必要があります。

問合せ先

税務課 固定資産税係
1階⑧番窓口

必要なもの

届出人の本人確認書類

(2) 市県民税の課税がある

手続き

住所変更の届出／振替口座の変更

▼住所変更の届出

市民税・県民税は、賦課期日(1月1日)現在、飯塚市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。納税義務者の方が亡くなられた場合には、相続人へ納税通知書等の書類を送付し、納めていただくこととなりますので、「住所変更届出書」に必要事項を記入の上、提出してください。(亡くなられた方と相続人が同一住所の場合、届出は不要です。)

期限

速やかに

手続き可能な人

相続人

▼振替口座の変更

市県民税の支払方法が口座振替の場合、廃止または相続人の口座名義へ変更する必要があります。

問合せ先

税務課 市民税係
1階⑧番窓口

必要なもの

届出人の本人確認書類

(3) 原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である

手続き 名義変更または廃車の手続き

手続き詳細

故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人等への名義変更または廃車を行う手続きです。

・振替口座の変更
軽自動車税の支払い方法が口座振替の場合、廃止または相続人の口座名義へ変更する必要があります。

必要なもの

- 標識(ナンバープレート)
- 標識交付証明書 ※ない場合は不要
- 届出人の本人確認書類
- 相続人からの譲渡証明書
※相続人から譲り受けた場合

期限

故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車の相続等が確定後速やかに

※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されるため、3月31日までに手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続き可能な人

相続人または相続人からの譲受人

問合せ先

税務課 市民税係
1階⑧番窓口

次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口でお手続きください。

■軽自動車 軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所 ☎050-3816-1753

■軽自動車2輪・2輪の小型自動車 筑豊自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2080

(4) 相続放棄をされた場合

手続き 相続放棄申述受理通知書の写し等の提出

手続き詳細

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」のコピー等の提出が必要になります。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類

期限

速やかに

手続き可能な人

相続人

問合せ先

税務課 納税係
1階⑨番窓口

1-4.子育てに関する手続き

(1) 配偶者が亡くなり、ひとり親世帯となる

手続き 児童扶養手当認定請求

手続き詳細

配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童を監護する養育者となった場合は、児童扶養手当を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

必要なもの

- 申請者の本人確認書類
- 申請者・対象児童の戸籍謄本(1か月以内に発行されたもの)
- 申請者・対象児童・扶養義務者分のマイナンバーがわかるもの
- 申請者名義の振込先口座がわかるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 申請者・対象児童の資格確認書
- 住居に関する書類(賃貸契約書等)
- 年金証書等、年金額がわかるもの(年金受給中の場合)

※必要書類は受給者の状況によって異なります。
窓口でお尋ねください。

期限

速やかに

手続き可能な人

申請者本人

問合せ先

- ・こども若者支援課
こども手当係
1階⑫番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(2) 児童手当の受給者である

手続き① 未支払児童手当請求

必要なもの

- 未支払児童手当請求書
- 対象児童名義の振込先口座がわかるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 届出人の本人確認書類

手続き② 児童手当認定申請

必要なもの

- 児童手当認定申請書
- 申請者のマイナンバーカード
- 申請者の資格確認書
- 申請者名義の振込先口座がわかるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 届出人の本人確認書類

期限

死亡した翌日から15日以内

手続き可能な人

- ▼未支払児童手当請求対象児童
※申請は受給者の配偶者や児童の養育者
- ▼児童手当認定申請
配偶者または児童の養育者

問合せ先

- ・こども若者支援課
こども手当係
1階⑫番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(3) 児童手当の受給者の配偶者である

手続き 児童手当諸変更届

必要なもの

- 受給者の本人確認書類

問合せ先

- ・こども若者支援課 こども手当係 1階⑫番窓口
- ・各支所 市民窓口係

期限

速やかに

手続き可能な人

受給者

(4) 児童扶養手当の受給者である

手続き① 未支払児童扶養手当請求

必要なもの

- 未支払児童扶養手当請求書
- 対象児童名義の振込先口座が分かるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 届出人の本人確認書類

期限

速やかに

手続き可能な人

対象児童
※対象児童が幼少等の場合は対象児童を監護または養育する者

手続き② 児童扶養手当資格喪失届

必要なもの

- 児童扶養手当証書
- 死亡が確認できる書類
- 届出人の本人確認書類

※養育者が対象児童を養育することになった場合は、児童扶養手当認定請求書を提出してください。(9ページ「(1)配偶者が亡くなり、ひとり親世帯となる」を参照)

問合せ先

- ・こども若者支援課
こども手当係
1階⑫番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(5) その他

手続き詳細

- 児童手当、児童扶養手当の対象児童である場合
- 特別児童扶養手当の受給者・対象児童である場合
- 特別児童扶養手当の受給者が亡くなられたことにより、対象児童を監護することになった場合に該当する方は、上記の「問合わせ先」に直接ご連絡ください。

1-5.介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上である

手続き① 介護保険被保険者証等の返納

必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証

手続き② 介護保険関係書類の送付先変更届

必要なもの

単身の方が亡くなった場合等、介護保険関係の書類の送付先を変更するための届書

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 届出人の本人確認書類

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

問合せ先

- ・介護保険課
1階^⑬番^⑭番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(2) 高額介護サービス費等の受給者である

手続き 高額介護/高額医療合算介護サービス費相続人代表者届兼請求書

手続き詳細

亡くなられた方が受給していた、高額介護サービス費を相続するための申請

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 相続人名義の振込先口座がわかるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)
- 相続人の戸籍謄(妙)本のコピー
(亡くなられた方との続柄がわかるもの)
※同一世帯の場合は、不要です。

期限

高額介護サービス費等の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

手続き可能な人

相続人代表者または代理人

問合せ先

- ・介護保険課 給付係
1階^⑬番^⑭番窓口
- ・各支所 市民窓口課

1-6.障がい福祉に関する手続き

(1)身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳を持っている

手続き 手帳の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の手帳

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

(2)自立支援医療制度の受給者証の交付を受けている

手続き 受給者証の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の受給者証

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

期限

速やかに

※医療機関にて清算完了後、ご返還ください。

手続き可能な人

親族または代理人

(3)障がい児福祉手当・特別障がい者手当を受給している

手続き① 各種手当資格喪失届

必要なもの

—

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

手続き② 未支払手当請求

手続き詳細

未支払いの手当がある場合、同居し生計を同じくしていたご親族への支払い手続き

必要なもの

- 届出人の印鑑 ※朱肉を使用する印鑑
- 同居のご親族の振込先口座がわかるもの (通帳やキャッシュカードのコピー等)

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

1-7. その他の手続き

(1) 水道・下水道契約を行っている

手続き① 契約者の変更または中止の手続き

手続き詳細

お電話で手続きできます。

※中止の手続きは、インターネットで手続き可能です。

※井戸水を使用で、下水道使用料をお支払いの世帯は、世帯人数の変更手続きが必要です。

必要なもの

- 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」等
(お客様番号確認のため)

手続き② 支払口座の変更

手続き詳細

郵送もしくは、本庁市民課・上下水道お客様センター、金融機関でお手続きすることができます。

必要なもの

- 通帳
- 通帳のお届け印
- 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」等
(お客様番号確認のため)

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

問合せ先

- ・上下水道お客様センター
穂波支所 2階
☎0948-96-8616(直通)
- ・市民課 窓口係
1階④番窓口

(2) 農地の所有者である

手続き 農地法第3条の3の規定による届書

手続き詳細

相続により農地の権利を取得された方は届出が必要です。

必要なもの

- 権利を取得したことがわかる書類(登記完了証、登記事項証明書(全部事項証明書)等)
※相続人の氏名・住所が記載されているもの

期限

おおむね権利の取得後10か月以内

手続き可能な人

相続人

問合せ先

農業委員会事務局 4階

(3) 森林の所有者である

手続き 森林取得の届出

手続き詳細

相続により森林の土地を取得された方は届出が必要です。

期限

土地の所有者となった日から90日以内

必要なもの

- 森林の位置を示す図面
- 登記事項証明書のコピー

手続き可能な人

相続人

問合せ先

農林振興課 農林振興係 4階

(4) 市営住宅の入居者である

手続き 明渡届/名義変更手続き/異動の手続き

手続き詳細

- ▼ 単身者がお亡くなりになられた場合
明渡届
- ▼ 同居の親族がいる場合
名義変更の手続き
(名義人が亡くなられた場合)
異動の手続き
(同居人が亡くなられた場合)

期限

速やかに

手続き可能な人

相続人または同居人

必要なもの

- 届出人の本人確認書類

問合せ先

- ・住宅課 管理係 5階
- ・各支所 経済建設課

1-7.その他の手続き

(5) 生活保護の受給者である

手続き 死亡事実の連絡

手続き詳細

生活保護を受給されている方が亡くなられた場合は、速やかに担当のケースワーカーにお知らせください。

必要なもの

- 死亡届のコピー
- 医療カード

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または同居人

問合せ先

生活支援課 第1から7係 2階

(6) 犬の飼い主である

手続き 登録者の変更・抹消

必要なもの

—

問合せ先

環境整備課 環境衛生係 6階

期限

新しい飼い主が決まった時

手続き可能な人

新しい飼い主

(7) 粗大ごみの処理が必要である

手続き 粗大ごみの処分について

手続き詳細

粗大ごみの処分は、電話で粗大ごみの収集予約を行い回収依頼する方法と、個人で直接施設へ搬入する方法があります。

必要なもの

□ 粗大ごみシール

粗大ごみの収集・自己搬入とも、粗大ごみシール(1枚275円(税込))が必要となります。粗大ごみシールは飯塚市指定ごみ袋を販売しているスーパーやコンビニで販売しています。

ごみ袋販売店のレジ等でご確認ください。粗大ごみは大きさや重さによってシールの貼付枚数が異なります。

粗大ごみ料金の目安

1辺の一番長い部分が
1m以下かつ10kg以下
……………粗大ごみシール1枚

1辺の一番長い部分が
1m～1.5mかつ20kg以下
……………粗大ごみシール2枚

1辺の一番長い部分が
1.5m～2mかつ40kg以下
……………粗大ごみシール4枚

手続き可能な人

親族等

問合せ先

●粗大ごみ収集予約受付について

【粗大ごみの収集予約電話番号】

- ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター
☎0948-22-7272

4月より粗大ごみ収集が許可業者が変わっています。詳しくはホームページをご覧ください。



- ・穂波地区：藤本組
☎0948-24-1367
- ・筑穂地区：瀧本衛生
☎0948-72-3859
筑穂衛生
☎090-4771-5556
- ・庄内地区：庄内衛生舎
☎0948-82-0450
- ・穎田地区：かいた環境開発工業
☎0948-92-0082

●粗大ごみの自己搬入について

開所日時等につきましては直接施設へお問い合わせください。

- ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター
☎0948-22-7272
- ・穂波・筑穂地区：桂苑
☎0948-65-0320
- ・庄内・穎田地区：リサイクルセンター
☎0948-20-4007

1-7.その他の手続き

(8) 飯塚霊園の利用者である

手続き①

墓地使用継承許可申請 (使用者の名義変更)

手続き詳細

今後も飯塚霊園をご利用していただくために、亡くなられた方(以下、前使用者)から、お墓を継がれる方(以下、新使用者)に名義を変更していただく必要があります。

※新しい許可証の発行には手数料が300円かかります。

また、受付後1週間程度日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

※新しい使用許可証は、出来次第ご自宅に郵送いたします。

必要なもの

- 飯塚霊園墓地使用許可証
(前使用者名義)
- 新使用者の「本籍地の記載のある住民票」
- 前使用者と新使用者との関係がわかる公的書類
(戸籍謄本・妙本、住民票等)
- 前使用者の死亡した日のわかる公的書類
(除籍謄本・妙本、住民票の除票、死亡診断書等)
- 継承同意書
(任意。ご家族でどなたがお墓を継がれるかを話し合われたうえでの申請をお願いします。)

手続き②

埋蔵届

手続き詳細

前使用者が納骨される際に届出が必要です。新使用者が、上記継承許可申請後(または同時)に手続きをお願いします。

必要なもの

- 飯塚霊園墓地使用許可証(新使用者名義)
- 火葬許可証(証明書)

問合せ先

都市計画課 計画指導係
5階

届け出先

▼継承許可申請

都市計画課 計画指導係
5階

▼埋蔵届

飯塚霊園管理事務所
(受付時間:午前10時～
午後4時)

または、
都市計画課 計画指導係

手続き可能な人

新使用者

期限

速やかに

2.市役所以外での手続き(参考)

✓	項目	手続先	必要なもの	問合せ先
■	し尿収集の中止、 代表者の氏名、 世帯員数の変更等	現在し尿収集を 行っている業者等 ※業者が不明のときは 「飯塚市環境センター」 でお調べします ☎ 0948-22-6363 FAX 0948-22-6630	し尿収集業者等に 直接お問い合わせ ください	現在し尿収集を 行っている業者等

3.その他のご案内

①相続または遺贈により取得した住宅を取り壊したい場合

●飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金

相続または遺贈により取得した耐震性の不足している住宅(2階建以下の木造戸建て住宅)を取り壊したい場合、解体工事に要する費用の一部を補助する制度があります。(最大30万円、外構、倉庫等は対象外)

ご相談・お問い合わせは、下記の間合せ先までお願いします。

手続き可能な人	期限	必要なもの	問合せ先
住宅所有者	申請後、相続日から3年 を経過する日の属する年 の翌年1月末日までに解 体完了の実績報告書を 提出する必要があります ので、余裕をもってご相 談ください。	ご相談時に説明いたし ますので、まずはお問 い合わせください。	建築課 総務係 5階

3. 其他のご案内

② お住まいになっていた家が「空き家」になる場合

適切に管理されず放置されている空き家が防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせ、周辺住民に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に社会問題となっています。

● 相続登記について

死亡した所有者の名義のまま、相続登記がされていない空き家が多く見受けられます。相続登記をせずに放置することで相続関係が複雑化し、売買等の活用が難しくなるケースがあります。

相続登記については、「民法等の一部を改正する法律」により不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人が、その取得を知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられることになりました。

「正当な理由なく」申請を怠った場合、10万円以下の過料に科される可能性があります。次世代の子ども達のためにも、早めに相続登記の手続きをお願いします。

申請先・問合せ先 福岡法務局飯塚支局 (☎0948-22-1580)

● 空き家の適切な管理について

家は人が住まなくなると、急速に傷みが早くなります。換気を行わない、雨漏りに気づかない等の理由で想像以上に腐食が進みます。

建物の損壊・瓦等の飛散、また草木が隣地や道路に越境することがないように、所有者(相続人)等におかれましては、適切な管理をお願いします。

管理方法の一例	内部	・窓を開放して通風や換気 ・蛇口の通水 ・室内の清掃	建物を傷めないために
	外部	・郵便物整理 草取り、樹木の手入れ	ご近所の迷惑にならないように
	点検	・雨漏りがないかチェック ・建物に傷みがないかチェック	大雨・台風対策に

● 「飯塚市空き家情報バンク」について

本制度は「空き家を売りたい・貸したい」とお考えの方に、一定の要件を満たした空き家の情報を宅建業者に提供し、「空き家を買いたい・借りたい」方とのマッチングを行う制度です。

空き家に関する相談・問合せ先 建設政策課 住環境整備係 5階

③心の健康に関する相談

身近な人を亡くし、様々な想いや悩みを抱えるご遺族の皆様に対して、相談を受けたり、メンタルヘルスの専門家につなげる等、必要な情報提供とともにご遺族に寄り添う姿勢で支援をしてくれる機関があります。以下に相談機関を紹介しますので、抱え込まずにご相談ください。

電話相談窓口	問合せ先
【#いのちSOS】 (NPO法人 自殺対策センターライフリンク) いのちが限界と感じたら、どうかSOSを聴かせてください。専門の相談員が受け止めます。	☎0120-061-338 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 24時間受付
【よりそいホットライン】 (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) みなさまの思いを受け止め、気持ちや状況の整理のお手伝いをします。	☎0120-279-338 (フリーダイヤル・無料) はじめに音声ガイダンスが流れ、相談員につながります。
【いのちの電話】 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) 様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。 どうぞその苦しいお気持ちをおひとりで抱えず私たちに聴かせてください。	☎0120-783-556 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 毎日午後4時～午後9時 毎月10日は午前8時～翌日午前8時まで ☎0570-783-556 (ナビダイヤル) 受付時間 午前10時～午後10時 ナビダイヤル受付センターに順次おつながります。
【こころの健康相談統一ダイヤル】 電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。	☎0570-064-556 (ナビダイヤル) 受付時間 平日午前9時～午後4時 午後6時30分～午後10時
認定NPO法人「グリーンケア・サポートプラザ」 大切な人を自死で亡くし、ひとり孤独でいるとき、望みを絶たれ先が見えないとき、いつでもどうぞ。自死遺族支援をしているNPO法人です。	☎03-3796-5453 受付時間 火・木・土曜日の午前11時～午後4時
【チャイルドライン】 (NPO法人 チャイルドライン支援センター) チャイルドラインは18歳までの子どもがかける電話です。	☎0120-99-7777 (フリーダイヤル無料・携帯・PHSからかけられます)フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。 受付時間 毎日午後4時～午後9時
福岡精神保健福祉センター 自死遺族のための法律相談や自死遺族の相談に応じます。	☎092-582-7500 受付時間 自死遺族のための法律相談(要予約) 毎月第4火曜日午後1時30分～午後4時30分 自死遺族の相談(要予約) 月・火・木・金曜日:午前9時～午後0時
飯塚市役所 健康保健課 健康づくり係 (穂波支所 1階) 悩みや不安を抱えて困っているときに身近な場所での相談窓口としてご利用ください。	☎0948-96-8613 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

3. 其他のご案内

SNS相談窓口	問合せ先
NPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」 自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺予防・防止のための啓発活動に取り組んでいます。	https:// www.lifelink.or.jp/ 
NPO法人「東京メンタルヘルス・スクエア」 カウンセリング、無料悩み相談を実施しています。	 https:// www.npo-tms.or.jp/
NPO法人「あなたのいばしょ」 24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。	https://talkme.jp/ 
NPO法人「BONDプロジェクト」 生きづらさを抱える10代20代の女の子のために女性による相談支援を行っています。	 https:// bondproject.jp/
NPO法人「チャイルドライン支援センター」 18歳以下の子どもを対象にさまざまな相談を受けています。	https://childline.or.jp/ index.html 

戸籍に関するよくあるQ&A

Q1 戸籍の「謄本」と「抄本」は何が違うのですか。

A1 「謄本」はその戸籍にいる人が全員記載された証明書であり、「抄本」はその戸籍の一部の人のみが記載された証明書です。

Q2 「改製原戸籍」とはどのようなものですか。
また、現行の戸籍謄(抄)本とは何が違うのですか。

A2 「改製原戸籍」とは、戸籍の改製(法律等に基づいて戸籍の様式が改められること)によって、新たな戸籍が編製された場合に除かれた従前の戸籍のことであり、改製以前にその戸籍に記載された方が除籍となっている場合は、現行の「戸籍謄本」や「戸籍抄本」には記載されていないので、「改製原戸籍」を確認する必要があります。

Q3 戸籍謄本を取りたいのですが自分の本籍が分かりません。

A3 住民登録地にて本籍を記載した住民票をご請求していただくと、本籍地や筆頭者を確認することができます。

Q4 父(母)の本籍が知りたいのですが、すでに亡くなっているため住民票では確認ができません。

A4 ご自身の戸籍謄(抄)本を請求して確認してください。子は親の戸籍から編製されているため、ご自身の従前戸籍をさかのぼっていけば、父(母)の戸籍(本籍)を知ることができます。

Q5 私は、両親の戸籍に入っている長男(長女)です。
最近、両親が亡くなったのですが、私とその戸籍の筆頭者になっているのでしょうか。

A5 筆頭者が亡くなった場合でも、その戸籍の筆頭者は変わりません。

Q6 手続きの関係で、その人が死亡したことを証明するものを提出していただきと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A6 一般的には、死亡した方の戸籍謄本でよいと思います。戸籍謄本には、死亡した日時や死亡地が記載されています。詳細については提出先にお尋ねください。

Q7 手続きの関係で、私と亡くなった父(母)との親子関係を証明するものを提出していただきと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A7 一般的には、ご自身の戸籍謄本でよいと思います。戸籍謄本には、ご自身の父母の氏名が記載されています。(父母の氏名については、戸籍が編製された当時の氏名のため、現在の氏名とは異なる場合があります)。詳細については提出先にお尋ねください。



アキソル

空き家のお悩み 解決しませんか？

活用予定のない空き家について、この機会に考えてみましょう

こんなお悩みを抱えている方は今すぐ無料相談へ！

相続 登記が済んでいない

使う予定がなく**解体**したい

遠方に住んでいて**管理**が大変

手放す前に**遺品整理**が必要

売れない 空き家を手放したい

何をしたらいいかわからない

空き家アドバイザーが解決に向けてサポートします



空き家のお悩みを解決する総合サービス

無料相談

 **0120-772-135**

窓口：株式会社ジチタイド 空き家相談窓口アキソル

受付：平日9時～18時 <https://akisol.jp>

運営会社 会社名：株式会社ジチタイド 所在地：福岡県福岡市中央区薬院1-14-5
株式会社ジチタイドは株式会社ホープのグループ会社です。



心の相続 サポートセンター

トミヤ行政書士事務所



相続

遺言

終活

仏事相談

葬儀、納骨、法事など

許認可・届出等の申請

お困りごと相談

相談から書類作成まで全力でサポートします！

お気軽にご相談ください

トミヤ行政書士事務所

行政書士 **瀧本賢一**



〒820-0002 福岡県飯塚市川島205-7
携帯：090-8839-1038（たきもと）

☎ 0948-30-1100/FAX 0948-30-1101



トミヤ行政書士事務所

パパッとサンキュー トミヤ
直通 ☎ 090-8839-1038

令和6年4月1日から不動産について相続（遺贈含む）が発生した場合に、

相続人はその所有権の取得を知った日から

**3年以内に相続登記の申請を
しなければならなくなったことを
ご存知ですか？**

正当な理由なく、
相続登記をしなかった場合は、

**10万円以下の
過料の対象
となってしまいます**



知らなかった...
どうしよう～

慌てることはありませんが、
忘れないうちに手続きを
済ませておきましょう。

遺産分割
協議書

+

相続登記
申請

=

7.7万円～

※別途登録免許税、登記簿謄本代及び戸籍謄本代等実費が必要となります。

その他の取扱業務・
相続放棄・贈与・
担保権の抹消等

相談料

無料

※相続に関するものに限る



ありがとう！



ささき総合法務事務所

〒820-0071 福岡県飯塚市忠隈468-4 共栄ビル2階

TEL 0948-52-6393

＼ご連絡お待ちしております！／

<https://sasaki-sougouhoumu.com/>

